

日本仲裁人協会(JAA)関西支部・日本商事仲裁協会(JCAA)共催セミナーのご案内

紛争解決の新たな潮流 高速化する仲裁手続に乗り遅れないために

近時、JCAAを含めた主要な仲裁機関の規則において、3億円以下の紛争であれば、自動的に、あるいは、一方当事者からの申請に応じて、「迅速仲裁手続」が適用され、仲裁判断が原則として仲裁人選任から6か月（規則により、金額に応じて3か月）で下されるルールが趨勢となっています。将来的には、この基準額はさらに上がる可能性もあります。

実際の事件を見ると、このスピーディーな紛争解決方法を、国内事件・国際事件を問わず、うまく活用できた事例から、課題を残した事例まで様々です。

日本企業が、ひとたび仲裁事件の当事者になった場合、迅速仲裁で戦うことになる局面が今後一層増えると予想され、日本企業は、これを想定した準備を今から行っておくことは必須です。また、紛争を出来るだけ早く、安く解決したい企業の切実なニーズからすれば、迅速仲裁というツールを企業がうまく活用できるように、弁護士が企業に対して適切なアドバイスをすることは、喫緊の要請です。

今回は、主としてこの迅速仲裁に焦点を当て、JCAAや外国の仲裁機関における仲裁事件の経験者でもあるパネリストの実体験の共有を図ります。その中から、ビジネス紛争を迅速に、可能な限り費用を掛けずに解決するための具体的な方策と留意点を探ります。ご参加希望の方は、**2023年11月24日まで**に裏面の要領にしたがってお申込みください。

なお、本セミナーは、日本仲裁人協会関西支部及び日本商事仲裁協会の共催で開催いたします。

記

【日時】 2023年12月5日（火） 15時～17時

【場所】 大阪弁護士会館10階1001会議室での会場開催

【後援】 ジェトロ、日本組織内弁護士協会 【協賛】 大阪商工会議所（申請予定）

【テーマ及び講師】

- 講演：JCAAにおける迅速仲裁の利用実情
小川 新志 氏（JCAA 仲裁調停部 課長）
- パネルディスカッション - 実体験から学ぶ、紛争のスピーディーな解決に向けたヒント - （仮）
モデレーター：小川 新志 氏
パネリスト： 捻橋 かおり 弁護士（辻巻総合法律事務所）
藤本 一郎 弁護士（創知法律事務所）
刁（ディアオ） 聖衍 中国律師（植徳法律事務所）

【参加費用】 無料

【申込方法】 下記の専用申込フォームに必要事項をご登録ください。
*右のQRコードからもアクセスいただけます。

<https://forms.gle/bLv5y1iGTnhnTGfx9>

【QRコード】



【申込期限】 2023年11月24日（金）

日時等の詳細情報やお申込方法等は裏面をご参照ください

両面印刷

本セミナーは、一般公開講座です。
また大阪弁護士会の継続研修の単位認定（2単位）講座となります。

○日本仲裁人協会

公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）は、2003年に発足し、2014年に公益社団法人となりました。法律実務家・研究者を主な構成員とし、仲裁及び調停等に関連する人材養成・研修、研究、普及・啓発を目的とする団体です。

○日本商事仲裁協会

一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）は、約70年の歴史を有し、国内・国際仲裁事件を取り扱っています。

【参加方法】（定員先着100名）

- ・ 参加希望者は、2023年11月24日（金）までに、上記の専用申込みフォームからお申し込みが必要（ご連絡のためメールアドレス登録も必須）となります。定員の100名に到達した時点で締め切りをさせていただきます。
- ・ 当日は、出席者の把握のため所属企業名（事務所名）とお名前のご記入をお願いしております。大阪弁護士会の方は、図書カードでの出席登録で代替できます。
- ・ 37.5℃以上の発熱や体調不良の方のご参加はご遠慮ください。

【大阪弁護士会会員向け】

- ① 図書利用カードをご持参ください。入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。
- ② 開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。

※本研修に関する問合せ先

大阪弁護士会 ADR 課 担当事務局 藤澤 繁

TEL : 06-6364-1371 / E-mail : s-fujisawa@osakaben.or.jp